

# ～補装具費申請手続きの流れ～

## ①申請・給付の流れ



**STEP 1**

**障害福祉課へ問合せ**

購入を希望する補装具をお伝えいただき、これまでの支給歴、身体障害者手帳の等級、所得額などを確認させていただき、手続きの流れをご案内致します。



**STEP 2**

**医師意見書・処方箋・見積書を依頼**

医師意見書・処方箋が必要な場合は医療機関を受診して書類を作成いただき、補装具取事業者（以下「事業者」）へ見積書の作成を依頼していただきます。



**STEP 3**

**申請書類提出  
聞き取り調査**

補装具費申請書に記入のうえ、見積書等を添えて障害福祉課へ申請。（郵送可）  
必要に応じて対象者の方の生活状況、身体状況、補装具の使用状況の聞き取り調査を行います。（電話可）



**STEP 4**

**給付券を交付**

申請書等の内容を審査し、認定がおりたら見積書を発行した事業者へ「給付券」を市から郵送交付（もしくは本人へ郵送）。事業者から給付券が届いた旨の連絡を受け、用具の納品を事業者へ依頼していただきます。



**STEP 5**

**給付券の利用**

事業者から用具の納品を受けていただきます。給付券左下の受領者氏名欄に記入を忘れずに。給付基準額の1割分や給付基準額超過分は自己負担として、直接事業者へ支払っていただきます。



**STEP 6**

**公費負担額の請求**

市所定の請求書に納品書、給付券（受領者氏名欄記入済）を添えて事業者が茨木市に請求。請求書等を審査のうえ、市が事業者へ公費負担額を支払います。



## ②申請必要書類

- 1 補装具費申請書
- 2 印鑑（自署の場合は押印不要）
- 3 事業者発行の見積書（見積書の宛名は茨木市福祉事務所長でお願いします。）
- 4 個人番号カード（または個人番号が記載された住民票の写し）

※申請書(上記1)への個人番号記入のために必要です。（記入が困難な場合でも、申請は可能です。）

※「個人番号が記載された住民票の写し」を持参する場合は、身分証明書類の提示が必要です。

身分証明書類： 運転免許証、パスポート、障害者手帳等の本人写真があるもの…いずれか1点

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等の本人写真がないもの…いずれか2点

【以下5～7は必須ではありません】

### 5 医師の意見書

※補装具を新しく購入もしくは買い替える場合に必要です。ただし、白杖など不要な種目もあります。

### 6 処方箋

※医師の意見書とセットで必要になります。

### 7 特定医療費(指定難病)受給者証等

※総合支援法に規定する難病対象疾患を理由に給付を申請する場合に必要となります。

## ③注意点

- ☆ 購入前に申請が必要です。購入後の給付申請はできません。
- ☆ 障害者本人又は配偶者（障害者本人が18歳未満については保護者）のうち、市民税所得割が46万円以上の場合、支給対象外となります。
- ☆ 給付基準額の1割分については自己負担です。（世帯の課税状況に応じて月額負担上限あり）
- ☆ 介護保険制度等他の制度で給付の対象となる種目については、申請できません。
- ☆ 同一用具の再給付については、原則として耐用年数期間の経過が必要です。



### 【問合先・申請先】

茨木市福祉部障害福祉課(南館2階17番窓口)

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 TEL:072-620-1636 FAX:072-627-1692

mail:syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp